

その為に（行動指針）

- ◆職員の専門的知識・人間性を高め、保護者・職員とのコミュニケーションを通して相互理解を深めます。
- ◆地域の医療機関・児童相談所・子育て支援機関と更なる連携を図ります。
- ◆定期的な保育ニーズの調査・把握を行い、保育サービスの継続的な改善に活用します。
- ◆城山保育マニュアルによる高質の保育サービスの維持を図ります。
- ◆自然と親しむ体験保育を通して、子どもたちの感性を育てます。
- ◆人と人との触れ合いの中で、親しみを持って挨拶できる環境を作ります。



社会的責任

児童福祉施設として子育て家庭や地域に対し、保育園の役割を確実に果たします。

人権尊重

保育士等は、保育の営みが子どもの人権を守る為に法的・制度的に裏付けられている事を認識し、理解します。

説明責任

保護者や地域社会と連携や交流を図り、風通しのよい運営をする事で、一方的な「説明」でなく分かりやすく応答的な「説明」をいたします。

情報保護

保育にあたり知り得た子どもや保護者に関する情報は、正当な理由なく漏らすことはいたしません。（児童福祉法第18条の22）

苦情処理・解決

苦情解決責任者である園長の下に苦情解決担当者を決め書面における体制を整備しています。また第三者委員を設置しています。職員で共通理解を図ります。

② 保育の目標



○ やる気いっぱい元気な子



○ ほほえみ輝くやさしい子

○ 力を合わせて頑張る子

以上のように心身の発達を助長し、望ましい人間形成を目指しております。